

すばらしいふるさとを次の世代へ引き継ぐために

4月1日 村上市まちづくり基本条例施行

「村上市まちづくり基本条例」は、市民一人ひとりがまちづくりに積極的に参画していくために制定されました。その基本内容について紹介します。

なお、条文全文は市ホームページに掲載しています。

(前文)

山、川、海、美しい自然と文化のまち村上市は、私たち市民にとってかけがえないふるさとです。

この素晴らしいふるさとを、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。

私たちは、村上市民憲章（平成25年12月18日制定）に掲げる「元氣あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

まちづくり3つの基本原則

自らの発言や行動に責任を持つこと



課題の解決は協働して取り組むこと



市民が主体的にまちづくりに参画できること



●問い合わせ

政策推進課企画政策室
☎53-2111(内線531)

この条例は、具体的に活動するための約束ではありません。一人ひとりが、他人任せにしないで自分のこととしてまちづくりに関わっていくきっかけとなればうれしいです。



条例の素案づくりにご尽力いただいた
村上市市民憲章等審議会会長
五十嵐 誠さん

市民の皆さんの役割

幸せで暮らしやすい地域をつくるための担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するように努めます。

市の役割

市民の皆さんと協働でまちづくりを推進するため、まちづくりに参画できる体制をつくり、活動に対して支援していきます。積極的にまちづくり活動に参加する市民や団体（町内会、まちづくり組織、NPOなど）の意見を尊重します。

元氣あふれる未来へ

この美しい村上市を次の世代に引き継いでいくことは私たちの努めです。子どもたちの未来に、元氣な村上市があるように力を合わせて、まちづくりに取り組みましょう。